

次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について

厚生労働省

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）は、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として制定され、同法に基づき関係者が対策に取り組んできたところである。
- 2 次世代法については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第2条において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨規定され、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）、少子化危機突破のための緊急対策（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）等でも延長等が求められているところであり、今後、関係省庁で同法の延長等の検討を行うこととする。
- 3 具体的な検討については、次のように行うこととする。
 - ① 地域行動計画関連部分：関係省庁において検討
 - ※ 子ども・子育て関連三法で市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定が義務づけられたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画等の策定義務を任意化した経緯などを前提として検討
 - ② 一般事業主行動計画関連部分：労働政策審議会において検討
 - ③ 特定事業主行動計画関連部分：関係省庁において検討
 - ※ ②の検討状況を踏まえつつ検討
 - ④ ①～③の検討結果について、子ども・子育て会議に報告

次世代育成支援対策推進法の概要

(平成17年4月から10年間の時限立法)

- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

→地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・公表・周知

①一般事業主行動計画(企業等)

→大企業(301人以上):義務

中小企業(101人以上):義務(23年4月~)

中小企業(100人以下):努力義務

一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)

②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施